募集要項 1

(1)対象事業の概要

事業内容

質問事項

本事業が、 「割賦販売法」の対象外であるか どうかは、公募前に分かると認識してよい か。また、「割賦販売法」の対象内であると しても「建物等を譲渡する者」に関する応募 者の資格を満たしていれば、それ以外には何 の制約もなく事業会社として応募できると認 識してよいか。

事業者が設計・施工した建物等を県に譲渡 し、所有権を移転するとなっている。県と事 業者との「建物等の販売及び維持管理に関す る基本契約」を「請負契約」ではなく、「売し持つ混合契約であると考えています。 買契約」としている理由は何か。「請負契 約」として提案することも可能か。

回答

本事業は、 「割賦販売法」の対象外と考えて おります。

当事業で想定している契約は、法的には請負 |契約を基本とした内容になりますが、割賦期 間が長期に及ぶことから、売買契約の要素も

業務の範囲

「債権譲渡は割賦部分と維持管理部分を一体 | 今回のプロジェクトは、設計・建設・維持管 として行うことを前提」とあるが、分離する |検討の余地はあるか。

理を含めたサービスを購入し対価を支払うも のであり、現在のところ、基本契約は一本の 契約であると考えています。そのため、債務 が完全に履行されない場合は(維持管理業 務)、割賦販売料の支払いにも影響を与える 可能性があると考えています。また、維持管 理業務が適正に遂行されるように、資金供給 を行う金融機関に対して、県との協議に基づ き、事業への介入権を認めることも検討して います。

債権譲渡にあたって、県の承認は、譲渡回数 が複数回にわたっても可能であると考えてよ いか。

債権譲渡にあたって、譲渡は複数回にわたっ ても可能であるとの認識であるが管理費用債 権と割賦債権はその都度同一に譲渡されなけ ればならないか。

即ち、ある時点から別々に取扱いできる可能 性はないのか。

譲渡回数が複数回にわたってもその都度県の 承認が必要であると考えます。

今回のプロジェクトは、設計・建設・維持管 理を含めたサービスを購入し対価を支払うも のであり、現在のところ、基本契約は一本の 契約であると考えています。そのため、債務 が完全に履行されない場合は(維持管理業 務)、割賦販売料の支払いにも影響を与える 可能性があると考えています。また、維持管 理業務が適正に遂行されるように、資金供給 を行う金融機関に対して、県との協議に基づ き、事業への介入権を認めることも検討して います。

維持管理業務について事業者の債務不履行が あった場合、割賦代金の減額があるかについ て検討中とあるが、当該維持管理料債権の譲 渡は将来債権の譲渡に過ぎないから、単に県 はSPCに対してその後の維持管理料の支払 義務を負わないことになるにすぎないのでは ないか。

基本的には、維持管理業務のみの債権を譲渡 することは想定していません。

「登記費用節約のため、直接県の名義で所有 権保存登記をすることは法に基づいた手続き ではない」というのが県の見解か?

登記手続のあり方については、不動産登記法 及びその運用に基づいて実施してください。

回答

事業者の登記に関する費用:事業者の登記に 関する費用は、事業者が建物について保存登 記するときに発生する費用と考えられます が、これを事業者負担とするという意味は、

割賦の元金相当費用に組み込むことが許さ れないということでしょうか。 許されない とすれば、その理由は何でしょうか。 者による保存登記を中間省略し、県が直接保 存登記することは考えられないでしょうか。

不動産取得税:本事業において建物の取得時 に事業者に発生する不動産取得税は、割賦料 の元金相当費用に組み込むことができると考 えてよろしいでしょうか。

想定される経費について、割賦の元金相当費

想定される経費について、割賦の元金相当費

用に組み込むことは可能です。

用に組み込むことは可能です。

「周辺影響調査の想定内容については、必要 に応じて実施して下さい」と回答している が、具体的にどのような基準や前提条件(関 連条例・法規等)により、調査結果を評価す るのか

周辺影響調査については、建設場所の周辺状 況・適用法規などを前提として調査・建設に |伴って発生する周辺への各種影響を把握する ことを事業者の業務範囲としたもので、その 影響に対する適切な対応についても事業者が 責任を持つことを趣旨として考えておりま

地質調査箇所が追加で必要となった場合、 ボーリング調査費は別途加算されますか。 提案により見込まれているもの以外は、加算 しません。

周辺影響調査費の「周辺」とは敷地よりどの程 度の範囲をさしますか。具体的にあればお示 し下さい。

必要に応じて想定して下さい。

周辺影響調査費の想定内容の回答で、「工事 開始後に追加費用が発生する場合には、事業 者の負担と考えております。」とあります が、この事業者負担とは、県の割賦返済の中 に含まれないもの(事業者サイドの想定でき なかった事へのリスク)と考えて宜しいで しょうか。また、審査の公平性の観点より、 起こりうる事態に対する提案の評価をどのよ うにお考えですか

応募者のご判断で、必要な費用を計上される ことは可能です。費用として計上されなかっ た場合は、県から別途費用をお支払いするこ とはないものと考えてください。

電波障害対策費について:電波障害について は、予測が不可能な事態も考えられるので、 合理的な見積もりに基づいて対策費を計上し た上で、提案した後、予見できない事態によ り見積もり費用を超える費用が発生した場合 は、不可抗力のケースと同様に県側でも負担 いただけないか。

電波障害対策については、事業者の業務とし て考えております。費用として計上されな かった場合は、県から別途費用をお支払いす ることはないものと考えてください。

県の基準である神奈川県先端技術産業立地化 学物質環境対策指針、バイオテクノロジー環 境安全管理指針、文部省の基準である大学等 おりますが、現在想定しておりません。原則 の研究機関等における組換えDNA実験指 針、科学技術庁の組み換えDNA実験指針の 適用を受けるかをお教え下さい。

ご質問の各種指針の適用の有無については、 県立大学の教育研究内容によるものと考えて として必要となったものは、県で対応する予 定です。

回答

公有水面の埋め立て事業として横須賀市にて 行った、環境アセスの資料の閲覧や配布はし▋須賀市港湾部までお問い合わせください。 ていただけないのでしょうか。

閲覧は可能ですので、県環境農政部または横

事業期間等

プロジェクト・ファイナンスの組成におい て、30年に亘る維持管理契約の内容は重要 な要素である。その場合、維持管理業務に関 する付属契約の締結時期が平成15年1月で は遅いと考えられる。建物等割賦販売に関す る付属契約と同時期(平成13年3月)の締 結は可能であると考えてよいか。

維持管理業務に関する付属契約は、建物完成 後詳細内容が確定した段階で契約を締結する ことを想定し、平成15年1月としたもので す。平成13年3月の段階で詳細内容が確定 できれば同時期の締結は可能であると考えら れます。

割賦料の支払い

保安警備業務における機械警備設備、監視力 メラ設備に伴う工事費は、元金相当費用のど の項目に含まれるのですか。

電気工事費に含みます。

消費税法の趣旨に基づけば、建物の譲渡に係 る消費税は割賦開始時に一括して全額お支払 い頂くしかないものと理解しており、元本相 当額に組み入れて支払うことは消費税法の趣 旨に反するものであり、事業者に極めて不都 合な状況を強いることになると考えるが、こ の点について再考の余地はないか?

第1回質問回答書記載のとおり、消費税は元 本相当額に組み入れてお考え下さい。

債権譲渡:債権譲渡にあたっては各種の手数 応募者の判断によります。 料が発生しますが、これらについては、入札 コストの中で元本相当費用に充当するものと 考えて宜しいですか。弁護士費用など契約調 印時までに確定しない費用についても、元本 相当費用として考慮するのですか。

|建設完了譲渡後において、売買代金支払完了 (60回の割賦代金完了)まで所有権を留保 約に基づき遅滞利息を支払うことになりま することは認められていないが、売買代金 (割賦代金)の支払いが1回でも履行遅滞と なった場合について、期限の利益の喪失およ び売買契約の無催告解除権は認められるか。

支払いが履行遅滞となった場合には、県は契 す。

維持管理料の支払い

じタイミングでし、同じ銀行口座に支払われ 務としては割賦料と維持管理料は不可分のも ると考えてよいか。」の質問に対し、「原則┃のと考えられますので、現時点では、維持管 としてご質問の通りと考えております。」と 理料と割賦料は同時(半年ごと)の支払いと の回答だが、維持管理料のみ毎月の支払いと することは可能か。

「維持管理費の支払いは割賦料の支払いと同ل基本契約は、あくまで一本の契約であり、債 想定しています。

「維持管理料の支払いは割賦支払と同じタイ ミングで同じ銀行口座に支払われると考えて よいか。」との質問に対し、「原則として、 ご質問のとおりと考えております。」との回 答だった。しかし、この二つの支払いは分離 した付属契約にもとづくもので区分すべきで あり、また、割賦債権への担保設定、あるい は減額された場合の支払額の明確化のために は、維持管理料と割賦料は、おのおの別口座 <u>に振り込まれること</u>を原則とすべきと考える

基本契約は、あくまで一本の契約であり、債 務としては割賦料と維持管理料は不可分のも のと考えています。県は事業会社と一本の契 約を締結するものであり、支払いは一口座で あると考えています。

回答

債権譲渡は債権部分と維持管理部分を一体と して行うこととされている。したがって、 SPC等へ一括して譲渡され、県の支払先は SPC一ヶ所とされるという整理でよいか。

ご質問のとおりです。

維持管理業者の入れ替え等とは、維持管理業 務が適切に行われない場合、県が事業者の下 請けとして協力業者の入れ替えを行うことを 意味するのか。または、県が直接他社に維持 管理業務を委託することを意味するのか。ど ちらと認識すべきか。また、県が直接他社に 維持管理業務を委託することを意味する場合 には、結果として維持管理業務委託債権と割 賦債権が分離されると認識してよいか。

維持管理業者の入れ替え等とは、事業者が維 持管理業務を他者に任せている場合に、県の 仕様を満たすよう事業者に対し、維持管理業 者の入れ替えを指示することを意味し、県が 直接他社と契約することはありません。

維持管理業務を第三者に委託している場合 は、維持管理料は直接第三者に支払われるの でしょうか。

支払先は、事業者と考えております。

維持管理料の物価変動の要因をどのように反 映するかについて契約で提示するとの回答だ が、その内容については、選定事業者と協議 した上で合理的な方法により決める方針であ ると考えてよいか。

ご質問のとおりと考えております。

その他

債務負担行為について:本事業における割賦┃原則として議決された債務負担行為を超える 料および維持管理費の総額については、変動 する性質のものですが、事業開始後、総額が 想定以上に増加し、議決を取得した金額を超 える状況が発生した場合どのような措置が取 られるのでしょうか。

金額は想定されていませんが、合理的理由に |基づく増額については、債務負担行為額の変 更があり得ます。

債務負担行為が議会で否決された場合には、 以下の通りとなるものと理解してよいか。 本件事業参画者に応札辞退の権利が付与され の権利に基づき、事業参画者が応 札を辞退した場合には、当該事業参画者が辞 退した時点まで負担した費用は県に対して請 求可能である。

本事業の実施にあたっては、債務負担行為の 議会承認を前提としており、否決された場合 の、ご質問のような対応は、想定しておりま せん。

「債務負担行為として設定された額は、...減 額されない性格のものと解してよいか」との 質問に対し、「毎年の歳出予算に所用の支払 額が予算計上されることとなります。」との 回答です。この意味は、県の予算措置の関係 で、支払額が請求額に満たない場合もあると 理解してよろしいでしょうか。

契約に従った所要の支払額が予算措置される ものと考えております。

第1回回答p.4によれば、債務負担行為と して、議会の承認等の手続を経た場合でも、 将来に渡って、各会計年度における予算の手 ┃す。 当てが別途必要であるとのことである。仮に 予算が成立せず、県が債務不履行となった場 合、事業者もしくはファイナンスのビークル であるSPC(事業者より債権を譲り受けた 者)に対し、県は当然に損害賠償責任を負う と解されるが、県はこの点につきどのように

支払いが履行遅滞となった場合には、県は契 |約に基づき遅滞利息を支払うことになりま

本事業に必要な額の内、割賦料および維持管 理料として30年間支払うものについては、 それをファイナンスのビーグルであるSPC に債権譲渡し、SPCが当該債権の証券化に より債券を発行した場合、実質的には県のク レジットを活用した債券発行になるが、県の 起債基準、起債枠との関係ではどのように扱 われるのか。これについて、関係者より正式しため、起債基準、起債枠とは関係ありませ な表明は得られるのか。

回答

現在のところ基本契約は一本の契約であると 考えております。また県の承諾なき債権譲渡 を認めるものではなく、県の割賦債権履行 (割賦支払)も条件付きである旨ご理解いた だいた上で、事業者(あるいはSPC)が資 金調達の手段として債券発行を検討されるの は自由です。県が直接発行する債券ではない ん。

(2)事業者選定の流れ

基本協定を結んだものが、その後、基本契約 を結ぶことができないときは、佳作提案者が 事業者になる可能性はあるのか

やむをえない場合を除き、基本協定締結後の 相手方の変更は想定しておりません。

(3)応募条件

応募者

維持管理業務を第三者へ委託する場合に維持 管理業者による県への登録の必要性について 伺いたい。

維持管理業務を委託された第三者について は、県と直接契約等を締結する相手方ではあ りませんので、県の指名業者登録の必要はあ りませんが、指名登録業者の多くは県が委託 する維持管理業務において実績を有してお り、信頼性も高いと考えられることから、で きる限り指名登録業者に委託することが望ま しいと考えております。

「施設整備を行う者が維持管理についてもそ の実施についても携わることが合理的と考え ている。」とあるが、「施設整備を行う者」 とは事業者と理解してよいか

ご質問のとおりです。

応募者の資格

競争入札参加資格登録は、第2回質問回答書 配布日(11月22日)以降も可能か

|登録手続きは平成11年10月28日までと しておりますので、追加登録はできません。 なお、資格確認にあたっては、別紙の取扱と させていただきます。

応募資格の制限

12/1から12/6の参加表明書及び資 格確認書類の受付時に指名停止であっても提場合は応募資格はありません。 案書受付時に指名停止が解除されていれば参 加することは可能と考えてよいか。また、参 加不可の場合、応募者の構成員の変更はやむ を得ない事業が生じた場合を除いて不可と なっているが、参加表明時に参加していなく ても、提案書提出時に追加することは可能か

|平成11年12月7日に資格を確認できない

質問事項

12/8以降に指名停止となり、提案書の受 付日(2/8)以前までに指名停止期間が終 わったとしてもやはり応募資格を失うことに なるのか。 また、指名停止による応募資格 の制限(=資格を失う)を受ける期間はいつま でか。(提案書の受付期限2/10までか事業

平成11年12月8日以降、基本契約締結時 までに指名停止処分を受けた場合には、提案 書の受付日までに指名停止期間が終了したと しても参加をご辞退いただきます。

応募に関する留意事項

|者選定時までか、基本協定締結時までか、

基本協定に署名する事業会社、設計企業、建協力会社としての参加は可能です。 設企業になれないが、署名しないメンバーを それぞれ追加するのは問題ない、と理解した がよろしいか。

今回の回答書の回答には、肝心な部分で"契 約案で提示します""検討中です"等の表現 が多いため、提案書提出時で、事業スキーム も含めた資金計画表(様式8)を確定するのは 難しく、選定後に提示される契約案とその交 渉により、これらが大きく変更となる可能性 は高いと予想している。従って、「原則とし て変更は不可ですが、協議による変更は有り 得ます」の余地は多いにあることを県側も十 分理解していると認識しておいてよろしい 応募条件について:「事業会社」「設計企 業」「建設企業」は、幹事企業及び構成員を 全て明記することになっておりますが、当選

提案提出までのなるべく早い時期に契約案の |骨子をご提示することを予定しています。

入札書の内容(支払元金利)が遵守される限り 資金調達スキームの変更は事業者側の問題。 基本契約等が示されていない状況で資金調達 計画を固めることは不可能。変更を認めるべ き。

後、構成員の追加参入は認められますか。

応募者の構成員の追加は不可としますが、協 【力会社若しくはSPCの出資会社といった参加 は可能です。

募集要項記載の通り、事業者の選定に当たっ ては「事業・資金」面でのご提案内容も審査 させていただく予定であり、事業者選定の判 断材料の一つである資金調達スキームの変更 を当初より認めることはご提案の意義から外 れるものと理解しております。従って原則と して変更は不可としますが、協議による変更 はあり得ます。

複数提案の禁止:「1応募者は、1つの提案 しか行うことはできない。とあるが、第1回 質問回答書の中で、資金調達に関する部分に 「検討中である」とされているも ついては、 の、ならびに「契約案で提示します」とされ ているものが多いが、 資金調達のための ファイナンスのビークル (SPC)の形態 (SPC を用いるかどうかを含む)、 債権譲渡の内 容(譲渡時期、譲渡債権の種類など)、 渡債権を裏付けとした調達方法(どこの金融 機関からどのような借入条件で資金調達をす るのかなど)についての内容が契約で固まる までは、ファイナンスストラクチャーを確定 することは困難である。 / 入札の際の提案書 に記載されている割賦料の支払条件 (元金相 当額およびスプレッド)以外の部分について は複数案の提示を認めるか、平成12年7月に 予定されている「建物等の販売及び維持管理 に関する基本契約」の契約までに変更される

回答

募集要項記載の通り、事業者の選定に当たっ ては「事業・資金」面でのご提案内容も審査 させていただく予定であり、事業者選定の判 |断材料の一つである資金調達スキームを複数| いただくことは想定しておりません (参考と して提示していただくことは構いませ ん。)。ただし、協議による変更はあり得ま

応募手続き

設計企業の資格確認に必要な書類は、神奈川 |県競争入札参加資格認定通知書及び一級建築 士事務所登録の写しの両方と考えてよいか。

現況の生態系や交通計画等に関する資料は、 提示してもらえるのかとの質問に対して、 「県から提示する予定はありません。必要に 応じて調査してください」との回答がありま すが、県にて既にデータを持たれている場 合、同じ事を各事業者がばらばらに行う行為 は、結果に大きな誤差が生じ、基本認識の異 なる提案を、同一の土俵で審査される可能性 があります。このような項目に対する審査基 準をどのようにお<u>考えですか</u>

様式27の記載については、事業実施のため の確認事項です。なお、現地調査を各々行う

ものと考えられ、基本認識は異ならないもの

になると考えております。

設計企業については、ご質問のとおりです。

(4)審査及び審査結果の通知

チョッチウはサルシッチの

| 審査委員の決定時期はいつなのか | 審査委員については公表予定ですが時期は未 定です。 |
|---|--|
| 審査委員は公表予定とされているが、どのように公表されるのか | 方法については未定です。 |
| 「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」 について総合的に審査するとあるが、具体的 な審査方法の公表はあるのか | 要項で示した「事業・資金」、「技術」及び 「維持管理」を総合的に審査し、審査委員及 び審査結果の公表等を通じて審査の透明性の 確保を図って参りますが、事前に公表する範 囲については検討中です。 |

質問事項

今次審査の評価について:審査基準の事前公 表について、「事業・資金」、「技術」及び 「維持管理」を総合的に審査するとのことで あるが、具体的に何をどのように審査するの か、またウェイト付けはどうなるか等が不明 であると、実際の対応が非常に困難である。 /また、透明性の確保という観点からも、事 前に審査基準を明確に示す必要があるのでは ないか。/また、ファイナンスについてはど のような評価方法 (計算方法)を用いるの か。具体的には、将来の支払実額の単純総額 で評価するのか、現在価値で評価するのか、 現在価値で評価する場合に割引率は何を使用 するのか等を含め、具体的な評価方法(計算 方法)が判らないと、ファイナンスプランの 検討ができないので、例示を以って教えてほ しい。

要項で示した「事業・資金」、「技術」及び 「維持管理」を総合的に審査し、審査委員及 び審査結果の公表等を通じて審査の透明性の 確保を図って参ります。またファイナンスに ついては割引現在価値にて評価します。割引 率については現在4%程度(名目)の予定で

審査結果の公表の方法、範囲等については検 るのか

審査結果については公表する予定ですが、方 |討中とあるが、提案までには決定、発表され||法、範囲等については、提案時点までに公表 する予定はありません。

(5)提示条件

事業・資金

以外の提案も可能ですか」との質問に対し、 「固定期間5年以上の場合に提案を別途いた だくことは可能です。」との回答です。この 意味は、優秀提案に選ばれた事業者が、固定 期間5年以上の提案をしていた場合、協議の 過程で固定期間5年以上の提案を採用する可 能性があると理解してよろしいでしょうか。

「金利期間は5年とありますが、…5年固定 協議の段階で採用する可能性はあります。

「契約期間(30件)の内で、…10年毎に プットオプション又はコールオプションを行 使できるスキームにすることが可能か」との 質問に対し、「…別途いただくことはかまい ませんが…」との回答です。この意味は、優 秀提案に選ばれた事業者が、プットオプショ ン又はコールオプションを行使できるスキー ムを提案していた場合、協議の過程で採用さ れる可能性があると理解してよろしいでしょ うか。また、基本契約に県が契約期間内に繰 上弁済する条項を織り込む(維持管理部分も 含めて契約を解約する)可能性はあるので しょうか。あるとすれば、どの様な状態で しょうか(例えば、県の財政状況から起債に

協議の段階で事業者からの別提案を採用する 可能性はあります。また、原則として一括繰 り上げ返済による県からの一方的な契約の解 除は想定しておりません。

債権譲渡にあたっては、県の異議なき承諾が 得られるのか。

県の承諾は異議を留めるものとなります。

維持管理業務に伴う将来の何らかの損害賠償 債権についは、債権譲渡後に発生する反対債 権であることから、債権の譲受人に対し相殺 等の抗弁を主張することは認められないと考 えられるが、いかがか。また、この点につい て契約書の中で確認を得ることはできるか。

現段階では、債権譲渡の際にそうしたリスク がある債権であることを明示して譲渡する必 要があると考えています。

| 質問事項 | 回答 |
|---|---|
| | 放棄することは承認できません。なお、租税 |
| 綻の懸念の発生等に関わらず、県が既に事業 | 債権をもって相殺することはありえません。 |
| 者に対し租税債権等の何らかの反対債権を有 | |
| している場合、あるいは何らかの反対債権が | |
| 発生している可能性がある場合、債権譲渡に 際して、県はこれらの相殺権を債権譲受人と | |
| の関係で放棄することを承認できるか。 | |
| 「県は事業者に経営破綻の懸念が生じたとき | 前者の場合、県が事業者に債務を一括返済す |
| に、県の指定する者へ債権を譲渡させる権利 | ることは想定しておりません。また、後者の |
| を留保する」とあるが、その場合に県は事業 | 場合は、県と事業者、金融機関との間で協議 |
| 者に対し債務(特に割賦債権)を一括返済す | します。 |
| ると認識してよいか?また県が債権を譲渡さ | |
| せる際に、当初の事業者に対して融資している。 | |
| る金融機関が譲渡担保権を設定している場合 | |
| | 無条件ではありませんが可能です。 |
| いての規定はありますが、「地位の譲渡」に | MANAGE COOP OF CITOR STABLE OF 0 |
| ついての規定は存在しない。地位の譲渡もし | |
| くは担保設定についての県の承認は可能と理 | |
| 解してよいか。 | |
| 基準金利について、提案時点はH12年12月8 | 提案時点のレートは募集要項記載の通りで |
| 日のレートを採用し、一方、実際の割賦料支 | す。実際の割賦支払いに当たっての基準金利 |
| 払いは、H15.4.1のレートが採用される(5年 毎の4.1)と理解してよいか。 | 適用については、割賦料の支払対象期間の開 始時の金利動向に基づき決定するように考え |
| 毎の4.1)と理解してよいが。 | の |
| 協議事項は契約案の中で考え方を示すとあり | 提案提出までのなるべく早い時期に契約案の |
| ますが、重要な事項と認識していますのでご | 骨子をご提示する予定です。 |
| 回答をお願い致します。 | |
| | W A & L & MT TO L & C L |
| 本事業においては延払基準の適用はないもの | 税・会計上の処理については、最終的には事業者の主の制度であり、名声業者の主の制度であり、名声業者の主に対し |
| と考えられるが、県はどのような根拠に基づいて延払基準に適合すると考えているのか。 | 業者の方の問題であり、各事業者の方におい てご判断していただきたいと考えておりま |
| また、仮に延払基準が適用になると、県は割 | す。 |
| 賦金利部分について消費税を負担する必要が | , , |
| あるが、認識しているか。 | |
| | 無条件ではありませんが可能です。 |
| 託会社への譲渡(証券化、流動化の目的)、 | |
| 機関投資家への譲渡等については差し支えな | |
| いか。 | |
| | 県の支払先が書面により1箇所と確認できる |
| ついて検討中との回答ですが、担保の問題は | |
| 提案上極めて重要な要素ですので、禁止する | 指定いずれも可能です。 |
| ものがあれば具体的に回答してほしい。 | |
| | 0 - D / 0 N D + 4 - 5 C - C - C - C - C - C - C - C - C - |
| 孫利息の取扱:平成15年2月1日から平成15年 | 8ヶ月分の利息を15年9月にお支払いする |
| 3月末日迄の期間に対応する利息は、初回支 払額に上乗せして支払う(平成15年9月末日 | 予定です。 |
| 仏顔に工業として文払う(十版15年9月末日 に支払、後払いとの前提)とあるが、当該利 | |
| 息が9月に支払われることにより生ずる利息 | |
| (孫利息)の取扱は如何か。 | |
| 金利スプレッド:将来30年にわたって金利は | 事業遂行に支障をきたす場合などに協議によ |
| 大きく変動するものと推測されます。金利ス | り合意の上の変更はあり得ると考えていま |
| プレッドの設定方法については契約書の中で | す。 |
| 示されるものとありますが、これはスプレッ | |
| ドについて、30年の期間の中で変更されることが可能と推測して同しいですか | |
| とが可能と推測して宜しいですか。 | |

□ 質問事項

回答

債権譲渡に関連して、募集要項ならびに質問 回答書の記載事項につき、県の意図したこと と異なる解釈(善意無過失)を行ったことか ら生じる弊害から応札者は保護されないの か 募集要項及び配付資料の記載事項について は、応募者自身で合理的に解釈して下さい。 保護はしません。

「県の承認を得た上で債権に担保を設定することができる」とあるが、建物の譲渡前の段階で、事業者の借入についての被担保債権として、将来債権である売買代金債権及び維持管理料債権について、譲渡担保もしくは質権設定することを県は承認することができるか。

将来債権に対する担保権設定の承認について は、適正に建物が完成・譲渡されること及び 維持管理が適正に行われることを条件とした ものになります。

分済期未到来の債権である売買代金債権と将 来債権である維持管理料債権を譲渡すること を県は異議なく承諾することができるか。

県の承諾は異議をとどめるものとなります。

「所有権の移転後は、県の承認を得た上で債権を譲渡することができる」とあるが、例えば建物の譲渡後に事業者が当該債権を借入の代物弁済とする場合でも同様に考えてよいか.

債権譲渡先が複数となるものについては難し いと考えております。

先がそれぞれ別個であっても問題ないと考え 「県は事業者に経営破綻の懸念が生じたとき に県が指定するものへ債権を譲渡させる権利 を留保する」とあるが、ここでいう「債権を 譲渡させる」とは、事業者との契約を解除 し、新たに県の指定する維持管理業者との間 で契約を締結する、という主旨と理解してよ いか。

今回の契約は割賦販売と維持管理業務が一本の契約であり、債権を譲渡させるとは事業者から、この事業を遂行する能力のある者へ権利義務と一体となった事業全体を譲渡させることを意味します。

割賦販売契約と維持管理契約とを契約として 一体と捉えるという見解によると、割賦販売 代金債権と維持管理料債権の両方が譲渡され ていた場合、維持管理業者の変更により割賦 販売代金債権の弁済に影響が及ぶ可能性があ

回答

建物および資材等に担保権を設定してはなら ないとされているが、建設期間においては県 に所有権がないので、担保権の設定は可能で あり、所有権移転時に担保権の負担のない形 で引き渡せば足りると考えてよいか。

担保権の設定を禁止する趣旨は、建設期間中 における事業主体の破綻時に担保権が実行さ れることを防止するためですので、建設期間 中における担保権の設定を行うことは禁止し ます。

技術

情報システム関係のシステムに関する県また は市の上位計画について県には「行政情報化 プログラム」があり、市には「横須賀情報フ ロンテイアプラン」があるとされているが、 それぞれ入手可能か。また、可能な場合の入 手方法についてご教示願いたい。

閲覧は可能ですので、第2回質問回答配付場 所にて閲覧できるようにします。

実験実習部門を含む建物を免震構造とするこ とが望ましいとありますが、制震構造または 相応の重要度割増係数を考慮した在来構法の 提案も可能でしょうか。

実験、実習部門は出来るだけ免震構造として ください。

免震構造とありますが、どのような意図で免 震をお考えかお聞かせください。第1回の質 疑回答では、防災拠点のお考えがないと回答 を得ました。また、なぜ実習棟を優先して免 震を採用したいのかその意図も併せてお教え ください。

実験・実習部門には、精密機器類や薬品類が 設置、保管されますので、安全性を考慮して のことです。

実験実習部門を含む建物を免震構造とするこ とが望ましいとありますが、地質調査結果に よると軟弱地盤であり固有周期等を踏まえ免 震構造に適さない地盤(建築センター)と思わ れます。地盤改良等の2次的な高額工事が発 生しますが、それでも免震構造が望ましいと いうことですか?

今回の地盤の卓越周期は、0.3秒程度を中心 に0.2~0.6秒で、第 種地盤と報告されてい ますので、極端な軟弱地盤ではありません。 -方.免震設定は固有周期が3~4秒程度を見 込めますので、十分入力低減は可能です。地 盤改良等も不要と考えております。

使用する免震装置に指定はあるのか? (LR B、高減衰積層ゴムなど)

日本建築センタ-免震構造評定及び建築基準法 第38条の大臣認定が受けられるものであれ ば結構です。

原則として各建物の内容は、配布資料を参考 に設計を行う...・の「原則として」は提案に よって配布資料に明記されている仕様を変更 してもよいと解釈してよいか

機能的に同程度以上のものを確保したもので あれば差し支えありません。

壁や架構における耐久性及び耐候性のためか ぶりを適宜確保すると示されてますが目標と する耐用年数があればお示し下さい。

鉄筋コンクリート造のばあいのかぶり厚の計 算のための耐用年数については、「建築工事 標準仕様書・同解説(JASS5)鉄筋コン クリート工事・日本建築学会」の[2.5構 造体の総合的耐久性」の標準(大規模補修不 要予定期間としておよそ65年、供用限界期 間としておよそ100年)」を目安として下 将来のカリキュラムの変化に応じた内部改修

将来のレイアウト変更や、荷重の増加に対応 できるようにある程度余裕のある設計をする とありますが、ある程度とはどの程度をどの 場所で想定しているのでしょうか。余裕度の 設定も提案に含まれるのでしょうか。

等に対応できるものとし、余裕度の設定は提 案に含まれます。

建物の耐風設計について特別な指定があれば「指定はありません。 ご指示ください。

世 質問事項

回答

建物の荷重条件、振動性能 (研究室床など)に 特別な指定があればご指示ください。

4年制大学の機能を満たすように応募者側で 想定して下さい。

公開講座を行う予定の室名(講堂以外)をご 指示ください。

原則として講堂以外は想定しておりません。

各部門ごとの諸室の同時使用率についてのご 本プロポーザノ回答で時間割については現在ご検討中とのこ い見込みです。とですが、ご検討結果はいついただけますか。

本プロポーザル実施期間中にはご提示できな い見込みです。

「LANや高度情報化の容量に関する方針等ご提示いただけないでしょうか。」の問に対して、検討中とのことですが、ご検討結果はいついただけますか。

設計段階の早い時期までにはお示しする予定 です。

総床面積40,000㎡の定義として建築基準法における延床面積でしょうか? 例えばアトリウムとした場合又は、分棟で棟々間を結ぶための屋根(トップライト等)を架けた場合、ピロティ等、外的要素と思われる部分について、仮に建築基準法の床面積に含まれても、今回の40,000㎡の対象外としてよろしいでしょう

ピロティ等で建築基準法上、床面積に算入されるものについては、総面積に含まれます。

維持管理

水光熱費の算出に必要な年間の施設使用時間 帯等は、提案者側で任意に設定し、算出して よいか。

||水光熱費に限り、次の仮定により算出して下 ||さい。

施設稼働時間 8:30~20:30 年間登校日数 1月20日間、2月20日間、3月6日間、4月20日間、5月25日間、6月25日間、7月25日間、8月6日間、9月6日間、10月25日間、11月25日間、12月20日間

建物保守管理、設備管理の中で機能維持管理 のための修繕費込みとなっているが、消耗品 の扱いはどうするのか(例:蛍光灯等の管球 類、電設資材類、衛生器具類)。また、長期 計画で見込む修繕費と管理費の中で見込む修 繕費の具体的区分は。

建築保全業務共通仕様書(建設大臣官房官庁 営繕部監修)で支給品と区分されて付属契約については「維持管理業務に関する付属精育において単価契約を行い、などはそれぞれの維持管理業務のうち、建物保守管理及び的修繕のがは、様子管理の修繕のがは、様子ででは、様式32の長期修繕がは、様さに、様さい。場話がは、は記載せずに、様さい。なお、毎年一にはいか記載してください。ならに係るをとしては、その他の欄を使用するなどしては、その他の欄を使用するなどにできい。

維持管理業務に伴う業務用備品の負担は、県か、それとも事業者か。

維持管理業務に伴う業務用備品は民間事業者の負担になります。ただし、建物保全業務共通仕様書で支給品と区分されているものについては「維持管理業務に関する付属契約」において単価契約を行い、年度末に実費精算いたします。その他の消耗品などはそれぞれの維持管理業務において計上して下さい。いずれの場合も事業者の負担とします。

清掃業務に廃棄物処理業務を含むのか

含みません。

電気需要設備等の主任技術者に関わる費用は、本事業費の中で考慮すべきか。

本事業費の中で考慮してください。

| _ | 神奈川県立保健医療福祉大学(仮称) 施設整備事業提案募集要項 質問回答書(第2回) 平成11年11月22 | | | |
|---|--|-------------------|--|--|
| H | 質問事項 | 回答 | | |
| | 一般的に竣工後20年程度で大規模な設備機器の交換工事があるが、この交換工事は別途と考えてよいか。 | 長期修繕計画に反映させてください。 | | |
| | 時代と共に社会的要求が高まり、より高い性能が求められることも考えられるが、その際の性能向上を行うための改修工事は別途と考えてよいか。 | ご質問のとおりです。 | | |

| えてよいか。 | |
|---|---|
| 特定目的会社等の活用 | |
| 「参加表明時に「特定目的会社設立予定なし」と書いておいて、事業者に選定された後、特定目的会社方式を採用することは可能か。…」との質問に対し、「提案書提出以下の変更は原則としてないものとしの回答書にいな部分で"契約案で示します。 「検討中です"等の表現が多いため、提案書提出ら、選定後に提示される契約案とその交渉により、事業スキームが変更となる可能性は高いと予想しておりますが、いかがでしょう | 協議等による変更はあり得ます。 |
| 「事業全体について、神奈川県-SPC-金融機関というスキームは可能か。」との質問に対し、「SPCが金融機関から資金を調達するという意味であれば可能です。」との答だった。 県と事業会社との基本契約における地位の継承は認めないが、SPCが金融機関から資金を調達するためにおいては、割賦債権を譲渡担保することは認めるという意味と理解してよいか。 | 今回提案いただく事業会社、建設会社、設計会社等が出資し「特別目的会社(SPC)」を設立して事業を行うために金融機関から資金を調達し、運営していくことは可能であると考えています。また、県が事業会社と基本契約を締結し、その地位を後に設立されるSPCに継承させることは可能と考えています。 |
| SPCの出資者に条件を加えるのであれば、 その内容を伺いたい。 | 出資者となるにあたって、必ずしも参加表明 が必要とは考えておりませんが、原則とし て、事業を実施するSPCを設立する場合に は、応募者の構成員を主体とする出資により 設立されると考えています。 |
| 事業主体は、海外のSPCや海外のSPCの日本支社・営業所、海外のSPCが出資する日本国内のSPCでも可能か。 | 出資者となるにあたって、必ずしも参加表明が必要とは考えておりませんが、原則として、事業を実施するSPCを設立する場合には、応募者の構成員を主体とする出資により |
| SPCを設立する場合、その形態は株式会 社、有限会社等どのようなものでもかまわな いと認識してよいか。 | ご質問のとおりです。 |
| スキーム上一定の効果を期待するために実際の事業会社(スポンサー)とは異なる主体が特別目的会社の出資者となることは可能か(例えば「慈善信託」を想定) | 現在検討している出資者の条件をクリアして いれば可能です。 |

回答

信託受益権を用いた債権譲渡スキームでは、 特別目的会社 (SPC)は登場しないが、そのよ うなファイナンスのスキームも可能ですか?

無条件ではありませんが可能です。

県と事業者との責任分担

不可抗力の負担について県 (主分担)と事 不可抗力の負担については、双方の責に帰さ 業者 (従分担)と訂正されましたが、 と ない事由の場合の分担を想定しており、具体 との違いについての基本的な考え方につい 的な負担の考え方は、第1回質問回答書のと て説明してほしい。 おり、建設業法に基づき中央建設業審議会に

不可抗力の負担については、双方の責に帰さない事由の場合の分担を想定しており、具体的な負担の考え方は、第1回質問回答書のとおり、建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとします。

建設段階において地盤崩壊が発生した場合の 修復、遅延等のコストを不可抗力として県が 全額負担するのでしょうか。

事業者の責によるものは事業者の負担とし、 地震等の不可抗力によるものは県が主分担と なります。

建設段階に地震が発生した場合、 建築物、 構築物、付属設備等の修復コスト、 工事遅 延コスト、 地盤崩壊リスクの各リスクを不 可抗力として県が主分担者として負担するの か。また、事業者が負担するとすればその割 合はいくらか。

具体的な負担の考え方は、第1回質問回答書のとおり、建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとします。

県に所有権移転後、不可抗力による建物の損壊、建物内での人身事故の責任は県の負担とありますが、修繕計画において不測の事態の発生により、修繕計画を見直した結果、コスト増になった場合、県は負担するのか。不可抗力の事故として地震、風水災の天災の他、結果としての火災、爆発、落雷を含むのか。

事業期間内に生じるおそれのある大規模地震などによる修繕は県の負担としますが、通常発生が予測される台風災害などによる修繕は事業者の負担とします。

建物引渡し後、事故・火災による施設の損傷 リスクは県の負担となっているが、県側でリ スクヘッジするために保険に加入するのか。

現在想定しておりません。

ご質問のような状況下であっても、県の支払うべき債務の支払遅延・不能、及び制限が起こることはありません。当該地方公共団体は自治大臣の承認した計画のもとに財政再建を行うという意味で、国の管理下におかれることとなります。

ご質問のような状況下であっても、県の支払うべき債務の支払遅延・不能、及び制限が起こることはありません。当該地方公共団体は自治大臣の承認した計画のもとに財政再建を行うという意味で、国の管理下におかれることとなります。

リスク負担については、契約の条文に明記されるか。

ご質問のとおりです。

質問事項 回答 「施設の設計・建設における履行保証保険に 公共工事標準請負契約約款における契約の保 ついて、付保することが望ましいと考えてい 証などを参考にしてください。 る。」と回答されておりますが、参考とし て、県の案件で履行保証保険を付保された事 例等があれば、保険の具体的内容等について お知らせ下さい。 現状地盤が地質推定断面図と大きく異なり、 資料 設計建設条件(8)に記載のとおり、 基礎の計画に変更が生じた場合はそのリスク 地層推定断面図は想定ですので、リスクは事 を県が負担すると考えてよいか。 業者の負担とします。 テトラポット、コンクリート片等の地中障害 募集要項及び資料 設計建設条件(8)に記 物による、設計変更、工事費増大等のリスク 載のとおり、事業者の負担とします。 は県又は埋め立て事業者側で負担すると考え てよいか。また事業者側による負担の場合、 地中障害物分布の詳細を教えてほしい。 質問回答書のp.21回答により「当該事業以外 想定可能なものについては、契約交渉時に協 の全ての事業者に影響を...」の意味は理解で 議します。 きたが、一般の法令変更リスクを全て事業者 負担(例:消防法の改正による防火設備の追 加など)とするのは適切でないと思う。法令 毎に定める(詳細は"契約案で提示される" として)という意味で、県と事業者とも に すべきではないか。 「~議会承認が得られなかった場合、事業者 本事業の実施にあたっては、基本契約の議会 承認は不可欠であり、承認を前提としており の負担した設計費、その他経費の支払はどの ように担保されるのか」の質問に改めて回答 ます。しかし、否決された場合は、契約成立 願いたい。 の条件を欠くものとなりますので、否決され た場合はお支払いはできかねます。基本協定 締結後、事業者が定められた期限の中でどの ようなスケジュールで業務を行われるかは、 <u>事業者のご判断となるも</u>のと考えます。 「建物引渡後の建物の維持管理責任は県とな 修繕については、基本的には提案された長期 るはずだが、…」との質問に対し、「県が求 修繕計画に基づき「維持管理業務に関する付 属契約」の一部として、別途契約をいたしま める維持管理状態を保つ責任は事業者が負担 します。」との回答だった。 す。その際には協議を行いますが、県の一方 「修繕」と「維持管理状態を保つ」ことは密 |的な理由により適切な修繕が行えなかった場 合は、その責任は県が負担いたします。 接な関係であるが、例えば県が予算措置等の 関係で「修繕」を行わないことにより、事業 者が県が求める維持管理状態を保つことがで きない等の状況においては、その責任は県が 負担すべきと考えるが、いかがか。 交通処理計画について、県警や道路管理者と 事業者の負担と考えております。後段につい 未協議との回答がありますが、優秀案等が選 ては想定しておりません。 定後、配置等の変更を余儀なくされ、スケ ジュール等に影響が出た場合のリスク負担も 事業者側ですか。また、その結果選定事業者 が変更になる場合もあるのでしょうか。 本大学の学科プログラム上、危険な実験が原 施設として想定すべき機能を超えたものにつ 因で建物の損壊や人身事故の責任は県が負担 いては、ご質問のとおりと考えております。 するのか。 |建物に瑕疵があり、適切な対応が行われない 瑕疵かどうかの判断は、その発見時に協議す 場合、割賦料の遅延、減額の可能性があると ることになります。

していますが、この場合の瑕疵の判定基準は 何でしょうか?県側の一方的な基準では困り ますので、客観的な判定ができるようにして

いただきたい。

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| 隠れた瑕疵の担保責任の担保期間は。 | 瑕疵担保期間は、10年間とします。瑕疵かどうかの判断は、その発見時に協議することとなりますが、経年劣化によるものは当然瑕疵ではないので、事業者にとって過大なリス |
| 消費税の税率変更リスクは、県の負担と考え てよいか。 | クではないと認識しています。 ご質問のとおりと考えております。 |
| 法令の変更等により、本事業の基本契約、付属契約に関連して税金等の負担が増大し、事業の運営に大きな影響を与える事態が発生した場合、県の負担について協議するかって協議するかの負担に入税等の利益に対してあり、が発生するがリスクであり、どのおいの登しに入が発生するができない。事業者がらないの負担増についている。というな措置が必要だと考えますが、できるような措置が必要だと聞きたい。 | 基本的には募集要項の記載のとおり、事業者の負担と考えておりますが、法令の変更が事業に大きな影響を与え、事業の継続性が損なわれるような場合には協議に応じます。 |
| | 質問回答書(第1回)のp.20の13、14番目の 回答を参照して下さい。 |
| 瑕疵担保責任は債権譲受者ではなく、事業者 にのみ遡及されることでよいか。 | 基本的に、事業主体の変更に伴う契約の地位 の譲渡による債権譲渡の場合は、譲受人は承 継します。 |

(6)事業の実施に関する事項

設計・施工に関する事項

| 数量調書は提出図書に含まれるか | 含まれません。 |
|----------------------|---------|
| 別途発注する設計・施工・備品の搬入(情報 | |
| システムを含む)に対する協力について:備 | |
| 品の搬入に対する協力というのは、具体的に | |
| どのようなことをお考えなのかご教示願いた | です。 |
| l I _o | |

質問事項

別途発注する設計・施工・備品の搬入(情報 システムを含む)に対する協力について:情 報システムについては県が別途発注すると認 |識しておりますが、このこととの関連で、建 築関連の部分の業務の範囲を具体的にお示し 願いたい。また、県の情報システムの構成に よっては、設計業務等との調整もでてくると

思われるが、どのように対応すればよいかお

情報システムに関連して事業の範囲としてお りますのは、配線を行うのに必要な設備ス ペースの確保、配管用の管の設備等です。配

線工事そのものは、別途発注する予定です が、設計・工事・機器搬入にあたって県が検 討する情報システムにとの関係に十分配慮を お願いする趣旨です。

維持管理に関する事項

「維持管理業者の入れ替え」とは、維持管理 業務の競争入札への切り替えや県の指名業者 への変更等、県主導のものか、それとも事業 者による仕様達成のために講ずる任意の一手 段か。

県が競争入札により、直接、維持管理を行う 業者と契約を締結することは想定しておりま せん。県にとっては、維持管理の要求水準が |達成されれば良いことであり、そのため要求| 水準が達成されない場合には、維持管理業者 の入れ替えを指示することもありえます。

(7)契約に関する事項

契約等の概要

第1回、第2回の質問事項に対し、第2回の 回答でも検討中等回答がなされていない事項 がある場合は、いつ頃までに最終回答をする 予定か

回答可能なものは極力早い時期に行うよう作 業中です。

提案書を作成するに当たり、基本協定、基本 契約、付属契約の内容を熟知することは非常 に重要であると考えている。これらの骨子に ついては、提案書提出前の早いタイミングで 提示されると理解してよいか。

提案提出までのなるべく早い時期に契約案の 骨子をご提示することを予定しています。

各種契約書の内容開示時期は優秀提案の選定 後とあるが、県から「県にとって有利な片務 契約」が各種契約案として提示されたことに より、選定された業者にとって契約が締結困 難、契約断念となった場合、県からの補償は あると認識してよいか。

応募段階においては、費用は応募者の負担と しております。

事業会社の変更に関する適法な手続きという 表現の意味は、"契約の中でこのような交代 の手続きの手順を規定するので、これによれ「移転することに留意した上でご検討下さい。 ば可能"という意味に解釈してよろしいか。

社会慣習上、合法的なものであれば可能とい う意味ですが、権利義務一体として譲受者に

質問事項

「県と契約した『事業会社…』が建物所有権 移転後に代わることは可能か…」との質問に 対し、「適法な手続きによるものであれば可 能です」との回答です。一方、質問回答書 p.18の7番目の質問回答には、「提案提出以 降の変更は原則としてないものとして考えて おります。」とある。これらは、所有権移転 まではあらかじめ特定目的会社設立の有無に ついて明確にしなければならないが、所有権 移転後については提案時に明確にしておく必 要がないと理解してよいか。また、要項上は 所有権の移転後は債権譲渡が可能とあるが、 本質問における回答である所有権移転後に 「代わる(=契約上の地位の継承)」とは意 味が異なると思われるがいかがか。債権譲渡

あらかじめ県の承認を得た適法な手続による ものであれば、事業会社をSPCに変更する ことも可能ですが、権利義務一体として譲受 人に移転することに留意して下さい。

(8)参加協力金

基本協定を結んだものが、その後、基本契約『お支払いは不可能です。 を結ぶことができないときは、事業者は参加 協力金をもらうことはできないのか。

(9)その他

技術提案する中で、条例等神奈川県および横 必要に応じて物件名等をお話いただくことは 須賀市等及びインフラ関係会社と与条件監理 は構です。 の為打ち合わせ等が必要だと思うが、各々に 物件名等話をしてよいか 必要に応じてご調査くださいとの回答が、 即時に承認印等の対応をすることは困難です 多々見受けられますが、調査のため窓口に出┃が、円滑に調査等が行えるよう配慮いたしま 向いた際、先方より事務局からの承認行為と して、本質問回答書等ではなく、承認印を要 求された場合、事務局にて即時の対応はして いただけますかん 街づくり協定等の制約について、事業者の判 必要に応じ行っていただいても結構です。 断で窓口と協議をしても構わないでしょう 当該地周辺に建築予定の建物で県が認識して 【把握しておりません。必要に応じて調査等を いるものがあればご教示いただきたい。ま 行ってください。 た、提案前に、周辺の建物計画について、県 及び市と協議することは可能と認識してよい 開校年以降における敷地周辺の状況を予測す 把握しておりません。 るため、周辺において現在計画中の建物につ いて(工事中のものも含む)、把握されてい る範囲内で概要情報(用途、階数、配置な ど)をいただくことはできますか。また、今 後、敷地周辺において、さらなる埋めたてが 行われる予定はありますか。 対象建築物は「環境・エネルギー優良建築 申請はいたしません。 物」として取り扱い申請するのでしょうか? また省エネルギー性能はレベル2の設定とし ますか?

| 質問事項 |
|------|

大学認可申請スケジュールの中で文部省の実 地審査が平成14年10月頃に行われると思 います。その時点における工事の進捗状況は 出来高などを指標にした場合、何%程度と考 えておけばよいか。また厚生省の実地審査は 竣工後に行われると思うが、現時点において 厚生省審査時期を何年何月頃と想定しておけ ばよいか

文部省の10月時点の実施調査は、開学スケ ジュールと建設等の進捗状況を確認するため に行うものです。なお、進捗の目安は80% 程度と聞いております。また、厚生省の実地 審査についても関係規定に基づき行われると 思いますので、ご協力をお願いします。

VFMの試算については国の基本方針が発表 された後、公表予定とあるが、提案の前に は、公表されると認識してよいか。

国の基本方針に従って対応します。

事業期間における県の財務状況等信用調査資 料は、一般に公開されている資料の他に提示しださい。 できるものはあるか

一般に公開されている資料等によりご判断く

県内業者使用について:参加表明時、施工 者・構成員に参加させる必要がありますか。 又、設備・電気工事業者も県内業者使用が必 要でしょうか。

特に明示の必要はありません。

工事単価について

従来型の公共工事で自治体より指導された県 単価は、地元企業の育成に一定の効果を持っ ていたと考えますが、今回の事業の実施中、 県単価の採用指導はありますか。

<u>県単価の採用は考え</u>ていません。

(10)提出書類・作成要領

提案時の提出

は着色可とのことですが、「ウ設計・建設企」す。 業の状況」「工設計説明書」「才各種記載 書類」についての着色は可でしょうか、不可 でしょうか。(説明用のスケッチ等の着色の 可否)

技術提案書のうち、「ア設計図面(配置図か基本的に着色は不可とします。ただし設計説 ら日影図まで)」は着色不可、「イ透視図」┃明書のスケッチ等では最小限の着色は結構で

本要項の中で提出することになっているもの 以外の資料は、審査の対象外となっている が、本要項で提出することになっているもの 以外の物を提出しても、その事を原因として 失格となることはないと認識してよいか

失格となることはありません。

本要項で提出することになっているもの以外 の資料は審査の対象外とするとされている が、様式集8~11のフアイナンス面の提案 書において日本政策投資銀行融資がつく場合 とつかない場合では、スキーム、スプレッド がかなり変わってくると思われるため、両方 のケースの提案をした場合、どちらかは審査 の対象外となるのか。対象外とすれば、どち らの提出物が対象外となるのかご教示願いた

現時点に置いては、募集要項記載のとおりの |提案を行って下さい。日本政策投資銀行にお けるPFI事業融資制度は、金利リスク回避 の観点からも活用すべきものと認識しており ますが、同融資制度は現在のところ、予算要 |求の段階にあります。同行の融資制度につき ▋ましては、予算案確定後、対応可能な融資制 度の概要及びこれに関する資金調達の考え方 をお知らせする予定です。

作成要領

技術提案書、ア設計図書(ウ)立面図で「2 規定の枚数とします。 枚、各種1面」とありますが、レイアウトに よっては設計図書の枚数の増減は可能です

| 申奈川県立保健医療福祉大学(仮称) 施設整備事業 | 提案募集要項 質問回答書(第2回) 平成11年11月2 |
|---|---|
| 質問事項 | 回答 |
| 立面図・断面図の枚数は建物の特徴に応じて 各1面以上提出してもよろしいですか。 | 規定の枚数以内であれば構いません。 |
| | 日影の規定については、募集要項の12ページ 設計要件 ア. (キ)のとおりです。 |
| 日影図は冬至でG L =4.0m、日影時間図と等時間日影図双方とも必要ですか。 | 必要です。 |
| 業務内容によってそれぞれインフレ率の根拠となる指数(例:卸売物価指数等)が異なると理解している。「インフレ率1%」とは何種類かの指数の全てについて当面1%と仮定すると考えればよいか。あるいはこの1%を維持管理費の総額に対してと考えてよいか。 | 維持管理費の総額に対してと考えています。 |
| 上昇率とインフレ率1%の違いは。 | インフレ(物価上昇)以外の要素が想定され る場合を上昇率と定義しています。 |
| 提出は不可ということと認識してよいか?また、模型を提出した場合には、要領違反ということで審査対象から外れ、選定対象外となると認識してよいか? 仮に、模型のみが対象外ということであれば、「一切受け付けない」という表現にもかかわらず、模型を提出したグループが選定された場合には、模型提出を断念したグループからのクレームが生じると思われるが、どう | |
| 維持管理料の提示は内税か、それとも外税 か。 | 外税で表示をお願いします。 |
| 第1回質問回答書には、『室名等一般的に書き込む文字以外は、設計説明書に記載してください。』(28頁)とありますが、コンセプト示すキーワードや矢印などの記号、ダイヤグラムなども書き込んではいけないのでしょうか。 | 入口、方位などを表す矢印は構いませんが、 キーワードは図面に必要ないため、書き込み は禁止します。 |
| | 7棟以上になる場合は、枠を増やして結構ですが、 1枚で収めてください。 |

「初年度の見積り金額を平成15年度の金額 としてあるのは、平成15年度価格で積算す るという意味に理解してよいか」との質問に 対し、「応募者において適切と思われる金額 を記入してください」との回答だった。

事業開始以降は、基準となる指標を設定しそ れに連動する方向を検討しているとのことだ が、提案時点から事業開始まで約3年のタイ ムラグがあることを勘案するに、本ルールを 提案時点から活用すべきと考えるが、いかが か。(提案はあくまで提案時点の金額で、平 成15年度の事業開始時は指標に基づき変更

技術提案書における(ア)~(ク)までの図 書は、カラー刷りとする事は可能ですか。上【記載書類はカラー刷りは不可とします。 各種記載書類の項の(ア)全体面積~ (ク)工事費概算見積書までのことを言っている のかご指示ください。

回答 提案は、あくまで提案時点の金額であると考 えています。提案時点で提示された金額を基 に、平成15年度時点で修正を行い、金額を 確定するものと考えています。

|ア設計図面、ウ設計建設企業の状況、オ各種

設計・建設条件

塩害指定地域(東京電力による)とある。J ASS5の「海岸地域にある鉄筋コンクリー ト造建物」に該当しないが、建物の高耐久性 を目指したものとすべきと解釈してよいか。

そのとおりです。

地質調査報告書の閲覧方法を具体的にご提示 提案募集要項の説明会において申し上げたと 願いたい。

おり、11月9日(山下町分庁舎)及び11 月22日(日本大通リ7ビル)に閲覧の機会 を設けたところです。

入手の測量図が不鮮明の為、造成レベル等が 不明。鮮明なデーターをご提示ください。

申し出が有ればデータを提供します。窓口は 県建築工事課です。

塩害の中で東京電力の「塩害指定地域」の 詳細をお知らせ下さい。

機材等の指定に関しては、東京電力との協議 として下さい。

今回大学は、民間事業者が建設するものの、 建設後は神奈川県に譲渡されるものであるこ とから、都市計画法第29条第4号の規定に より、設計内容にかかわらず開発行為の許可 は不要と考えておりますがよろしいでしょう

今回の事例では、県ではなく、決定事業者の |かたが申請名義人になる旨、横須賀市に確認 済みです。

埋め立て事業に関する、施工状況、及び各種 ください。

窓口は横須賀市海辺ニュータウン課です。ち 施工データについての問い合わせ先をご提示┃なみに、埋め立て前は前回お示しした護岸以 外は海、埋め立てた土は別紙の受け入れ基準 をクリアした公共工事の建設残土で、廃棄物 はないとのことです。土の種類等については 建設・設計条件の地質調査報告書(抜粋)を ご参照ください。

建物等要件以外の施設計画をすることは可能 ですか。

建物等要件以外の機能付加のための施設計画 は可能です。

質問事項

メインストリート、ノースストリート等の表 現があるが、これは何に基づく表現なのか教 えていただきたい。また、県もメインスト リートと書かれている通り、メインと考えて いると認識してよいか

「設計・建設条件」P4の「メインストリ・ ト」の表現は、海辺ニュータウン地区地区計 画上の名称です。道路幅、京急横須賀中央

駅、京急安浦駅からのアプローチを考慮して 原則正門位置を南東側16m道路もしくは北西 側25m道路としていることは募集要項記載の とおりです。

3 仕様書

(1)配置計画

街づくりデザイン計画のなかで南西側の現状 道路が形状変更されるように見受けられるの ですが計画に考慮する必要がありますか。ま |た通り抜けが表現されていますがその位置の 規定があるのですか。

南西面の将来を考慮する必要はありません。 又通り抜けの位置の規制はありません。

(2)施設計画

精密機器室・電子顕微鏡室における各機器の┃以下の条件を満足して下さい。 振動に関する床設置条件をご提示下さい。

振動数 振幅 5 H z 以下 0.4 µ mp-p以下 5 ~ 1 0 H z 1 µ mp-p 10Hz以上 3μmp-p以下

:精密機器室、電子顕微鏡室は別基礎 として1 F に配置するのが望ましいとありま すが浮床構造等で1F以外としても宜しいで しょうか。

振動が機器に伝わらないようにできる機能を |満足できればかまわないのですが、現時点で は顕微鏡の荷重を特定できないため、仕様書 のような記載としたものです。浮床構造とし て1F以外に配置した場合は、荷重によって は提案後に変更を求めることがあります。

基礎医学実習室におけるシールドルームの仕 様をご提示下さい。

質問回答書(第1回)の回答を参照して下さ L1.

運動生理学研究室のシールドの内容、グレー ドについてお知らせ下さい。

質問回答書(第1回)の回答を参照して下さ ll.

外構計画の中に、外部リハビリスペースの設 定がないが外部リハビリの研修等に特定の設 定は不要と考えてよいか。

外部リハビリスペースを特別に設定すること は参考に提示した条件の中では想定しており ませんが、外構計画の中で設定できるのであ れば、ご提案をお願いいたします。

ソフトボール場やテニスコートに観覧席は不 要か。

敷地面積、緑被率等の条件から厳しいのでは ないかと考え、参考にお示しした資料では想 定しておりません。諸条件をクリアした上で ご提案いただけるのであればかまいません。

視聴覚室のビデオプロジェクターはリア方式 以外でも構いませんか。

仕様書に記載の内容通り、リア方式として下 さい。

各建物の外壁仕上げが「板磁器質タイル打込 み…」となっていますが、PC版打込みタイ ルなどが前提ですか。「タイル貼」は認めら れませんか。

仕上げ表は、参考資料となっておりますの で、同等以上であれば結構です。

| FEER THE | |
|--|--|
| 質問事項 | 回答 |
| 壁仕上げ欄の「クロス貼」とはビニルクロス も含みますか。 | |
| 交流プラザの用途について具体的な計画があれば指示してほしい。 | 現在想定しているのは、仕様書1ページ記載 分のとおりです。何らかの機能付加等ができ るのであればご提案願います。 |
| 売店の仕上げが参考としてあげられていますが、内装まで建築工事に含まれますか。 | 含まれます。 |
| 情報実習室、LL教室の床はOAフロアにビニールシートとなっていますが、配線の更新においてはタイルカーペット等の方が適当と思われます。ビニールシートにする必要性がありますか。 | |
| 食品加工実習室、準備室は塗膜防水仕様と なっていますが、1階配置の必要性がありま すか。 | 諸室関係資料記載のとおり床排水とし、1階に配置することが望ましいのですが、床排水を想定しないなら、1階配置の必要はありません。 |
| 微生物実験無菌室はクラス10000相当と「諸室関係資料」に書かれていますが、壁、天井仕上は適宜変更してもよろしいですか。 | 変更しても差しつかえありません。 |
| 食品庫の床は塗膜防水仕様となっていますが、床排水が必要ですか。 | 必要ありません。 |
| 食品庫は「諸室関係資料」で業務用冷蔵庫が 入るようになっていますが、仕上げが必要で しょうか。 | ㎡想定しており、業務用冷蔵庫の設置部分以 外のスペースがあります。よって、仕上げは 必要です。 |
| 一時ゴミ置場は床排水の必要性があります か。 | 必要です。 |
| バイク駐車場の確保について考慮しなくてよいか。 いか。 | 横須賀市の違法駐車等の防止に関する条例等 を勘案し、考慮してください。 |
| 「(5)サイン計画」の記述では、県の提示条件がはっきりしません。もう少し具体的な条件を提示していただけないでしょうか。 | 画) 建物内部に各階に存在する諸室及び各階ごとの平面配置 部屋ごとのネームプレートを設置し、 「福祉の街づくり条例」も勘案して点字表示等も行うことなどにより、はじめての来訪者も容易に目的場所に到達できるだけの機能を想定しています。例としては、総合案内、掲示板、誘導表示、室名表示、階数表示、カウンター表示、多目的スタ |
| 及びBの説明は、所属学科の特質上逆とも考えられますがいかがでしょうか。 | 調理実習室Bについては、看護系の科目における使用も想定したため特に「入院食等」の記述を行ったものであり、調理実習室A、Bとも同等の機能を有するものとしてお考えください。 |
| 厨房は湿式、乾式どちらで計画すればよろし いでしょうか。ご指示願います。 | お示しした仕上表を参考に計画してくださ い。 |

(3)設備仕様書

グランド散水、及び冷却塔補給水として雨水 ご自由に雨水利用を計画してください。 の利用を計画してよろしいでしょうか。

| · ·奈川県立保健医療福祉大学(仮称) 施設整備事業 | 提案募集要項 質問回答書(第2回) 平成11年11月22 |
|---|---|
| 質問事項 | |
| 洋風大便器と和風大便器の比率について特に 指定はございますか。ないようでしたら1: 1の比率で差し支えございませんか。 | おおむね洋風大便器とし複数大便器のある場合は各トイレごとに和風大便器を最低 1 つを計画してください。 |
| 敷地外に消火栓がありますが、防火水槽との 兼用はよろしいですか。また、必要設置個 数、及び水源容量はどの程度となるかご指定 があればが指示願います。 | 横須賀市消防局との協議によります。 |
| 将来CATVが引き込める方式とありますが、CATV引き込み位置及び形態(地中又は架空)を御指示ください。 | 引き込み位置は未定ですが、形態は地中式と してください。 |
| 設備仕様に、各々「原則として」とありますが、提案によって同等以上となる仕様に変更しても良いと解釈してもよろしいでしょうか。また「原則として」のただし書きの無い場合にはどのように解釈すればよろしいでしょうか。 | 仕様書、設備概要書に具体的に示した機器仕 様は指定通りに計画してください。 |
| 特殊排水(現像液など)は、各所回収方式とし、特殊排水処理槽などは不要と考えてよろしいでしょうか。 | 実験に使用した薬液などの1次特殊排水は各所回収処理とし、また2次洗浄水などは特殊排水処理槽を介して下水道法上適切に排水するように計画してください。 |
| 各実習室内の洋式トイレにはウォシュレット などの設備を設置する可能性はありますか、 | 仕様書のとおり計画してください。 |
| 排水処理施設については本工事に含まれると 考えてよろしいですか。 | 仕様書のとおり計画してください。 |
| エレベーターの昇降速度の指定はありますか。 | 指定いたしません。 |
| 電話交換機、映像・音響機器など技術革新が 著しい機器類はリース扱いで設置可能でしょ うか。 | h_{\circ} |
| (リハビリテーション学科)水治療法治療室は床排水の為1Fに配置すると記されていますが絶対条件ですか。 | 1階に計画してください。 |
| 床排水が望ましいため1Fに配置する事が望ましいという実習室について機能上(給排水、防水上)特に問題がなければ1F以外としても宜しいでしょうか。 | ご質問のとおりですが、極力1Fに配置するよう計画してください。 |

(4)維持管理仕様書

| 「外部の木部、その他は7年に一回は塗り替えをする」とあるが、内部の木部の間違いではないか。 | |
|---|----------------------|
| | 設備についてはセンサー、配管及び配線を想 |
| 室はカードリーダー等で入退室管理を行い、 | 定し、人については「24時間一人以上」を |
| 無人のときはセンサーで警備するというシス | 想定しています。 |
| テムか。それとも、P77にあるように、24時 | |
| 間1人以上の警備員を置くということか。 | |
| 保安警備業務に関連して、24時間1人は警 | ご質問のとおりです。 |
| 備員を置くものとするとありますが、1人と | |
| は人員ではなく 1 ポストの判断でよろしいで | |
| しょうか。 | |

| _ | S川県立保健医療福祉大学(仮称) 施設整備事業i | 提案募集要項 質問回答書(第2回) 平成11年11月22 |
|---|--|--|
| H | 質問事項 | 回答 |
| | 各管理業務の対象範囲はすべての施設か。食 堂、研究室等は除かれる部分はないのか。 | 施設については全てと考えております。 |
| | 有価証券報告書で記載されている項目は借入 先、金額、返済期日、担保、使途であり、金 利等は開示しておりません。様式8の「過去 の主な借入実績」における借入条件の記入方 法も同様の考えでよいか。 | 様式8記入例に従って記入して下さい。 |
| | 清掃後は、部屋はすぐ使える状態にしておく とあるが、机・椅子の移動が授業内容により 変更がある場合、元の位置への復旧作業は含 まれるか。 | 含まれます。 |
| | トイレットペーパー、ビニール袋、消毒用品 の負担はどちらか。 | 調達はお願いし、使用量に応じた実費精算と いたします。 |
| | 清掃回数の指定があるが、カリキュラム等を 考慮し清潔かつ美的に保てるならばその回数 は提案の範囲内と考えてよいか。 | 提案を頂くことは構いません。但し県の仕様 に基づくものを必ず提出してください。 |
| | 機械警備設備と外部の警備保障会社との契約 の指定があるか。または、機械警備設備は校 内のみで完結と考えてよいか。 | 指定はございません。また校内、校外におけるかは、提案者の判断によります。 |

参孝 建安即修咨料

| 4 参考 諸室関係資料 | |
|---|--|
| 厚生部門 の食堂座席250人について、1200人の利用対象人数に対しては少ないように思えるが、大学周辺施設地区のサービスも踏まえて設定した数字か。また、食堂の回転数は2回転程度と考えてよいか。 | 250席は最低ラインとお考えください。 |
| リハビリテーション学科の基礎医学実習室と 運動生理学研究室に「シールドルーム」とあ りますが、その大きさが示されていません が、どの程度を想定されていますか。 | 各々約9㎡を想定しています。 |
| 管理栄養学科の備品リストの中に、恒温恒湿室 (7200W×3600D×2358H)とありますが、これはプレハブ式のユニットを想定したものですか。 | ご質問のとおりです。 |
| 管理栄養学科の備品リストの中に、無菌室としてクリーンルーム(6800W×3600D×2444H、10300W×3600D×2444H)とありますが、これはプレハブ式のユニットを想定したものですか。 | ご質問のとおりです。 |
| 管理栄養学科の備品リストの中に、低温室 (3000W×2000D×2358H、7200W×3600D× 2558H)とありますが、これはプレハブ式の ユニットを想定したものですか。 | ご質問のとおりです。 |
| 微生物実験無菌室はユニット対応と書かれて いるが、工事に含まれると考えてよいか。 | ご質問のとおりです。 |
| 基礎作業実習室A・義肢装具室における騒音 源の仕様をご提示下さい。 | 基礎作業実習室B・義肢装具室における騒音 源としては、製作の際に使用する、糸鋸、木 工・金工用具、電動カッター、集塵装置等を 想定しています。 |

| | 定来夯朱女贞 — 其问凹吕首(为 2 凹 <i>)</i> 十成 11 年 11 <i>f</i> |
|---|---|
| 質問事項 | 回答 |
| 地域看護実習室Aにおけるリフトの走行範囲 | 最低、ベット設置想定箇所とトイレ、風呂を |
| をご提示いただきたい | 結ぶことが必要と考えております。 |
| | |
| 大学施設の拡張のため、将来的に増築を行う | 可能性けなります |
| | り配にはめりより。 |
| 必要の出てくる可能性はあるか。逆に、学生 | |
| 数の減少によって使用されなくなる室が出て | |
| くる可能性はあるか。 | |
| 県立保健医療福祉大学整備計画(11P)教育 | ご質問の記述は別地に建設を想定している卒 |
| 研修計画に、診療放射線技師の記述がある | 後教育機関に関するものであり、今回の施設 |
| が、放射線検査室などの放射線遮蔽が必要な | では想定しておりません。 |
| 室の記述が仕様書にはない。放射線遮蔽が必 | |
| 要な室は、今回施設には不要と考えてよい | |
| | |
| か。 | |
| 入浴実習室の1階設置は絶対条件か。 | 構造上の問題を考慮し、原則としてそのよう |
| | に考えておりますが、やむを得ない場合は変 |
| | 更も認めます。 |
| | ··· · · · · · · · · |
| 収容人数500人の根拠を教えてほしい。大学 | 全学年が参加するイベントについては、面積 |
| 全学年が参加するイベントには小さいように | 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 |
| | |
| 思える。 | 00人は、入学式、卒業式に参加する1学年 |
| | の人数に教職員、父兄の出席を勘案して想定 |
| | しております。 |
| 動物実験室と書かれているが、具体的にはど | 「動物舎」です。 |
| の実験室を示しているか。 | |
| 10) (3) <u>11 13 13 13 13 13 13 13 </u> | |
| 講堂は履き替えを行うか。下足利用となる | 下足利用を想定しています。 |
| か。 | TACTION ENDER O CVIDE 9 6 |
| | 1 1 数字 桂起字羽字のユからず 字段字羽 |
| | LL教室、情報実習室のみならず、実験実習 |
| | 室などについても編入、留年などを考慮する |
| 様書を正とするのか。 | ため、基本的に2割増しで想定しています。 |
| | |
| ▋ランニングコースの用途(クラブ活動利用な | 用途についてはご質問のとおりです。規模に |
| ど)、規模について指示があれば願います。 | ついては狭隘な部分でも2人が併走もしくは |
| | すれ違うことのできる規模を確保してくださ |
| | い。 |
| トレーニング室の得点表示板はどのように利 | |
| | 対点な小似はププガしょ。 訂正しみょ。 |
| 用されるものか。 | |
| | |
| アリーナに空調設備が含まれていないが、バ | こ質問のとおりです。 |
| レーの公式試合では空調条件が規定されると | |
| 思われる。公式対応は寸法及び照度と考えて | |
| よいか。 | |
| 講堂面積はステージを含めて520㎡と考えて | ご質問のとおりです。 |
| よろしいですか。 | |
| 9 7 0 0 1 C 3 13.9 | |
| みじらはたないとません マンナナル・ブ | ずだ明のよれりです |
| 洗髪室は床防水を要望されていますが、ビ | ご質問のとおりです。 |
| ニールシートの下に防水を行うと考えてよろ | |
| しいですか。 | |
| 物理療法室で一部床排水の要望があるが、1 | 1階に配置することができれば望ましいので |
| 階配置の必要性があるか。 | すが、面積等の制限の中で1階に配置できな |
| 1月10日の心女にいめるい。 | |
| | いこともやむを得ないものと考えておりま |
| | す。 |

| 神奈川県立保健医療福祉大学(仮称) | 施設整備事業抗 | 是案募集要項 | 質問回答書(第2回) | 平成11年11月22 |
|---|--------------------|--|--|--|
| 日 質問事項 | | 回答 | | |
| 体育館アリーナの設備として財 具は別途と考えてよろしいでし 1 / 5 受領の追加資料にも体育 トがありません) | ,ょうか。(1 f館の備品リス | 習室部門のみる資料の主なのでは、想定は、は、はないではでではが、はいなければない。 建れはの の の の の の の は で は で し な で し な で し な で し な で し な で し な で し な で し な で し な で し な で い な で い な で い な で い か い か い か い か い か い か い か い か い か い | ください。ご質問のE 係資料には記載されっ おいて設置のためのを ならないものですのっ 加する旨、記入して | ては諸室関 部分を参照 肋木につい ておりませ 補強等を考 で、様式23 ください。 |
| 「遮光機能付きカーテンあり」 | | | られたカーテン、ブラ | |
| 本事業に含むと考えてよろしい | | ついては、本 ります。 | 事業に含まれるもの。 | と考えてお |
| た、医療用カーテンは本事業に のカーテン、ブラインドは別途 すか。 | | りまり。 | | |
| 全般:「遮光機能付きカーテン 遮光ということでしょうか。ま 能付きカーテンあり」は「遮光 | た、「遮光機 | | 定しており、完全遮 使用は想定しておりま | _ |
| インドあり」と置き換えてもよ うか。 | | | | |
| 2 . 諸室に必要な設備(4~1 4,16,19~21頁):諸 | 室に必要な備 | ご質問のとお | りです。 | |
| 品リストにおける「主な設備(は、募集要項2頁の工事を伴うして設計・建設の費用に含まれ | 備品整備費と | | | |

5 別冊 样式隹

| 5 別冊 様式集 | |
|---|---|
| な借入実績」記入に際し、 s p c が借入を行う場合には記入不要と考えてよいか | [SPCへの出資予定会社]として、各出資企業 ごとの実績を記入してください。 |
| ランニングコスト算定に当り、電気料金、水 道料金、ガス料金の基本料金、及び従量料金 をご教示願いたい。 | 必要に応じて調査し、記載してください。 |
| 様式23の備考欄には、「諸室関係資料」の 備品欄を参照して「主な設備(造り付け)そ の他備考」に準じた内容を記入するのか。あ るいは、「備品リスト(工事を伴う備品)」 を参照して詳細を記入するのか | 両資料を参考にしてください。 |
| 全体面積表の記載方法 全体面積表は、各棟毎に「室面積」と「共用 面積」に分けることとなっていますが、「体 育館」の『ランニングコース』や、「講堂」 の『ホワイエ』は「共用面積」となります か。 | 廊下等をランニングコースとした場合や、ホワイエは共用面積とします。 |
| 設計説明書の記載方法 設計説明書(様式17~21)の原稿用紙枠(点 線による桝目)を無くすることは不可とのこ とですが、スケッチ等の本文以外の説明図の 部分は、枠を無くしてよろしいでしょうか。 | 規定の枚数以内であれば結構です。 |

| 質問事項 | 回答 |
|---|--|
| | |
| 面積表・概算見積書等は、いずれも棟別に表 | ていこのりとしまり。 |
| 示することになっています (様式22、29 | |
| 等)。一方、仕上表やチェックリスト等(様 | |
| | |
| 式23、24等)は部門別となっています。そこ | |
| で、棟の名称のつけかたについてお尋ねしま | |
| | |
| す。 | |
| ▋計画の仕方により、二つ以上の部門が一つの | |
| 棟に設けられることも考えられますが、その | |
| | |
| 【ような場合、棟の名称は応募者で適宜名づけ | |
| てよろしいでしょうか。また、各棟を結ぶ渡 | |
| | |
| り廊下などは、「渡廊下」棟として、分けて | |
| 受変電設備の項目で変圧器容量は不要でよろ | 容量の記載は不要ですが、本施設規模に応じ |
| | |
| しいでしょうか。 | た容量を確保してください。 |
| | |
| 白宏発電製借の頂日で頂動機変量け不更でよ | 容量の記載は不要ですが、本施設規模に応じ |
| | |
| ろしいでしょうか。 | た容量を確保してください。 |
| | |
| CDCの記立を相定する担合 | ずおおのほうの取り扱いでは様です |
| SPCの設立を想定する場合、長期収支計画表 | ご指摘の通りの取り扱いで結構です。 |
| はSPCの収支表を作成するとの認識でよい | |
| か? | |
| | 호디나마네 사이미자하는 사 사 ㅋ ㄷㅋ ᅩ 파/ ㅗ ㄷ ! * |
| 長期収支計画表の 2において諸経費、余裕 | |
| 金運用益、その他項目等の算出根拠を別紙と | 具体的な記載方法についてはどのようなもの |
| | |
| して提出してくださいとあるが、別紙の記入 | でも結構です。 |
| 方法については、どのようなものでもよいと | |
| | |
| 認識してよいか? | |
| 設計実績表に記載する実績は、現在工事中、 | 設計中のものは実績に含まれません。 |
| 又は設計中のものも記載して良いですか。 | • |
| 人は成り下りもりも心脈して及いてする。 | |
| | |
| 施工実績表に記載する実績は、現在工事中の | 丁事中のものは宝績に今まれません |
| | |
| | エチーの 500 は久順に口なれる 570。 |
| ものも記載して良いですか。 | エチーの 00 個人順に日の 10 0 0 10 0 0 10 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 0 |
| ものも記載して艮いですか。 | エ |
| | |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに | 要項記載のとおり、様式14及び15につい |
| | 要項記載のとおり、様式14及び15につい |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに | 要項記載のとおり、様式14及び15につい |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えて |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 備では、カード利用など計画によっては本工 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている ように防犯設備は、配管、配線、センサーだ | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている ように防犯設備は、配管、配線、センサーだ | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている ように防犯設備は、配管、配線、センサーだ けと考えてよろしいでしょうか。 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている ように防犯設備は、配管、配線、センサーだ けと考えてよろしいでしょうか。 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている ように防犯設備は、配管、配線、センサーだ けと考えてよろしいでしょうか。 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている ように防犯設備は、配管、配線、センサーだ けと考えてよろしいでしょうか。 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画によっては本工事の防犯設備に影響します。記載されているように防犯設備は、配管、配線、センサーだけと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としているのか。 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画によっては本工事の防犯設備に影響します。記載されているように防犯設備は、配管、配線、センサーだけと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しませ |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画によっては本工事の防犯設備に影響します。記載されているように防犯設備は、配管、配線、センサーだけと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としているのか。 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しませ |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている ように防犯設備は、配管、配線、センサーだ けと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にど のレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種 別毎の合計欄の金額が様式7費用等積算表の | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目の は抹消する |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている ように防犯設備は、配管、配線、センサーだ けと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にど のレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種 別毎の合計欄の金額が様式7費用等積算表の 建設費の各関連項目の金額と一致する事」と | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しませ |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている ように防犯設備は、配管、配線、センサーだ けと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にど のレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種 別毎の合計欄の金額が様式7費用等積算表の 建設費の各関連項目の金額と一致する事」と 記載されています。様式29の消費税相当額 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目の は抹消する |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設 備では、カード利用など計画によっては本工 事の防犯設備に影響します。記載されている ように防犯設備は、配管、配線、センサーだ けと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にど のレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種 別毎の合計欄の金額が様式7費用等積算表の 建設費の各関連項目の金額と一致する事」と 記載されています。様式29の消費税相当額 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目の は抹消する |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画によっては本工事の防犯設備に影響します。記載されているように防犯設備は、配管、配線、センサーだけと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費用等積算表の建設費の各関連項目の金額と一致する事」と記載されています。様式29の消費税額の合は設計金額と工事価格にかかる消費税額の合 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目の は抹消する |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画によっては本工事の防犯設備に影響します。記載されているように防犯設備は、配管、配線、センサーだけと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費用等積算表の建設費の各関連項目の金額と一致する事」と記載されています。様式29の消費税額の合計と考えてよいか。(あるいは工事価格にか | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目の は抹消する |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画によっては本工事の防犯設備に影響します。記載されているように防犯設備は、配管、配線、センサーだけと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費用等積算表の建設費の各関連項目の金額と一致する事」と記載されています。様式29の消費税額の合計と考えてよいか。(あるいは工事価格にか | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目の は抹消する |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画によっては本工事の防犯設備に影響の記載されているように防犯設備は、配管、配線、センサーだけと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費用等積算表の建設費の各関連項目の金額と一致する事」と記載されています。様式29の消費税額の建設計金額と工事価格にかかる消費税額だけか。)その場合消費税込み | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目の は抹消する |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画に記載されている事の防犯設備に影響配管、配線、センサーだけと考えてよるしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、回りでしたがあるがで記載されているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費和を必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費和では設計金額と工事価格にかかる消費税額にかかる消費税額にかかる消費税額だけか。)その場合に対しないの金額と一致しないの金額と可能で記載する様式7の金額と一致しないのは | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目の は抹消する |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画に記載されている事の防犯設備に影響配管、配線、センサーだけと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費用等積事の建設費の各関連項目の金額と一致する事」と記載計金額と工事価格にかかる消費税額の合計と考えてよいか。(あるいは工事価格にかかる消費税額だけか。)その場合消費税額で記載する様式7の金額と一致しないか。で記載する様式7の金額と一致しないか。 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目のは抹消することとします。 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画に記載されている事の防犯設備に影響配管、配線、センサーだけと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費用等積事の建設費の各関連項目の金額と一致する事」と記載計金額と工事価格にかかる消費税額の合計と考えてよいか。(あるいは工事価格にかかる消費税額だけか。)その場合消費税額で記載する様式7の金額と一致しないか。で記載する様式7の金額と一致しないか。 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目のは抹消することとします。 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画に記載されている事の防犯設備に影響します。記載されてサーだけと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費用等積事」と記載されています。様式29の消費税額の建設計金額と工事価格にかかる消費税額にかかる消費税額だけか。(あるいは再価格にかかる消費税額だけか。)その場合計と考えてよいか。(あるいは一致しないか。 様式27は、記入項目が多く、2枚の様式内 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目のは抹消することとします。 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画記載されている事の防犯設備は、を表記でしまった。 がループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としいでしょうか。 がループ構成表の代表者名とは、「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費用等積事」当の合計欄の全額が様式7費の別費税額にかかる消費税額にかかる消費税額だけか。(あるの場合がは、)を記載する様式7の金額と一致しないか。 はと考えてよいか。(あるの場合がので記載する様式7の金額と一致しないか。で記載する様式7の金額と一致しないか。 様式27は、記入項目が多く、2枚の様式内で書き込みきれないことが想定されます。そ | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目のは抹消することとします。 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに 提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画に記載されている事の防犯設備に影響します。記載されてサーだけと考えてよろしいでしょうか。 グループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としているのか。 様式29の見積もり総括表の脚注に「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費用等積事」と記載されています。様式29の消費税額の建設計金額と工事価格にかかる消費税額にかかる消費税額だけか。(あるいは再価格にかかる消費税額だけか。)その場合計と考えてよいか。(あるいは一致しないか。 様式27は、記入項目が多く、2枚の様式内 | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目のは抹消することとします。 |
| 様式14、15、16は建設業、設計事務所ともに提出を要求されているか。 情報設備との関連で、別途発注となる情報設備では、カード利用など計画記載されている事の防犯設備は、を表記でしまった。 がループ構成表の代表者名とは、具体的にどのレベルを必要としいでしょうか。 がループ構成表の代表者名とは、「工事種別毎の合計欄の金額が様式7費用等積事」当の合計欄の全額が様式7費の別費税額にかかる消費税額にかかる消費税額だけか。(あるの場合がは、)を記載する様式7の金額と一致しないか。 はと考えてよいか。(あるの場合がので記載する様式7の金額と一致しないか。で記載する様式7の金額と一致しないか。 様式27は、記入項目が多く、2枚の様式内で書き込みきれないことが想定されます。そ | 要項記載のとおり、様式14及び15については全ての設計企業が、様式16については全ての建設企業が提出してください。 本事業ではカードによる各室鍵管理は考えておりません。なお防犯設備は配管、配線、及びセンサーによるシステムの構築まで本工事と考えております。 通常の取引と同様に、当該契約の締結に必要な代表者をお示しください。 ご指摘のとおり、消費税額分は一致しません。様式29の備考欄の1番目のは抹消することとします。 |

質問事項 同種施設及び類似施設の具体的な定義を御教 示下さい。

同種施設は同規模で医療・福祉系の大学また は専門学校等、類似施設は学校、病院、福祉 施設等と考えてください。

基本協定、基本契約を県と事業会社で締結後、SPCを設立し、基本契約をSPCが引き継ぐケースの場合、提案時にSPCを設立することが確定しているが、SPCへの出資予定企業や外部借入先が未確定のため、資金計画表に出資額や外部借入先等を詳細に記載できないことになります。このケースの場合様式8.2/2の3「その他資金調達方法として検討している手法」に予定している概要を記載すればよろしいでしょうか。

ご質問のとおりです。

法定耐用年数と経済耐用年数に差があるが、 法定耐用年数経過時、必ず入れ替えを実施す る前提で修繕・維持計画を出してよいか。 提案者の判断によります。

工事費概算見積書に記入する設計金額、工事価格等は基本設計、実施設計時に神奈川県側と打ち合わせることにより大きく変動するとが予想されます。また、備品リスト(スターとが予想されます。また、衛品リストで、変動するとかんがえます。今回の提案にると変動するとかんがえます。今回の提案にるとする金額は、どのような意味を持っているとお考えでしょうか。このような状況の対象になりうるのでしょうか。(様式29)工事費概算見積書(様式29)において、設計金

設計金額、工事価格等についての基本契約締結後の増額は現時点では想定しておりません。参考までに提示した条件は可変であり、価格の変動がないように四年制大学としての機能を満足できるものをご提案ください。備品については想定された備品のメーカー希望小売価格の計等を調査します。その意味で、工事金額は評価の対象となると考えております。

工事費概算見積書(様式29)において、設計金額と工事価格の項目がありますが、総括表、 内訳表にはどちらを記入するのでしょうか。 設計金額=工事価格 + 消費税相当額としま す。内訳表から積み上げた金額を総括表に記 載してください。

工事費概算見積書(様式29)中、「設計金額」 とはどのような基準の金額をさすのでしょう か。 設計金額=工事価格 + 消費税相当額とします。

6 AV機器等リスト

講堂舞台装置の各種幕類(特に緞帳)などは、 本工事に含められるか。 諸室関係資料P7の見開きページに記載のと おりです。

その他:AV機器等リスト全般について質問いたします。教員が本格的に決定する過程で大幅な変更要求が出ることが予想されますが、今回の提案時に提示した金額との差額はどのような処理となりますか。

変更要求が出ないような提案を希望しますが、変更が必要な場合は決定事業者の方と協議をするとともに、県でも対応を検討します。

液晶プロジェクターの回転架台はどのような 機能を持たせるのでしょうか。又、どのよう な時にその機能を使用するのでしょうか。

プロジェクターと映写機を併用し、同時に映写する場合に、プロジェクターの映写角度を 変更する為に使用します。

| 川県立保健医療福祉大学(仮称) 施設整 質問事項 | 備事業提案募集要項 質問回答書(第2回) 平成11年11. ■ 回答 |
|--|---------------------------------------|
| 77. 55 77 | |
| ワイヤレスマイクを使用する部屋全室 | AV機器リストに記載に該当する部屋名の室 |
| 現在のワイヤレスマイクは免許や許可 | |
| 使用できるチャンネル数は37 c h 迄で | |
| れ以上の本数を混線することなく使用 | |
| は、特定ラジオ利用者連盟への加入、 | |
| 許申請を行わなければなりません。リ | |
| ありました部屋が全て1部屋ずつであ | hば、 |
| いまのところチャンネル数は間に合い | ます。 ┃ |
| 部屋数などで本数が増えることはあり | ます |
| A Vシステムの導入にあたり、各教室 | |
| システムを構築されるよりもネットワ | |
| を基本コンセプトとしてシステム設計 | |
| 方が情報の共有化が促進されると考え | |
| いかがでしょうか。 | × 9 13 |
| 電動バトンの昇降スピードを可変させ | |
| | |
| どのような時でしょうか。ステージ上 | ** ** * |
| 中にバトン類を動かすことは少ないと | |
| ます。準備段階でスピードの可変は必要 | |
| しょうか。又、納入後、システムオペ | |
| ターもしくは専任の方が就かれるので | |
| か。それによりシステムの構築、及び | 幾種の┃ |
| 選定も変わってくると思われますがい | |
| 収容人数を考えますと、プラズマディ | スプレ┃室形状にあわせ御提案下さい。 |
| イ1台ではカバーしきれないと思われ | ます。 ┃ |
| 台数を2台に増やす必要があるかと思 | りれま し |
| すがいかがでしょうか。 | |
| 電動制御盤で制御します調光について、 | 白熱 蛍光灯調光(0~100%調光)として下さ |
| 灯調光と考えてよろしいでしょうか。 | |
| 場合、蛍光灯では照度の加減が非常に | |
| く、効果もあまり期待できないと思わ | |
| す。 | 調 |
| ^{・。} 光には白熱灯(ダウンライト)が向い | H 3 |
| かと思いますが、いかがでしょうか。 | |
| | 数、部 配布資料に記載のあるスクリーンサイズは、 |
| スケリーフリイスについては、収合人: 屋の広さ、天井高などで変わってきま | |
| 屋の広さ、人弁向などで変わってさな クリーンサイズについては任意で設定 | |
| グリーフリイスについては任息で設定 よろしいでしょうか。又、プロジェク | |
| | |
| 性能が高度化しているので、ブラック | |
| イプ仕様は不要と考えてよろしいでし | |
| 29型マルチスキャンモニターは視野角 | |
| く、多人数の補助モニターとしては42 | |
| の方が視野角も広く見やすいかと思い | ます。 |
| 変更してもよろしいでしょうか。 | |
| | 料を 変更可能とします。但しこれにかかる費用は |
| 見るには解像度が足りないと思われま | |
| 荒るには解するとがたりないとぶりれる 精細の機種に変更してもよろしいでし | |
| は自然 ひがせがまにを ま ひし ちょうしんしし | ↓ 丿 ▮ |

質問事項

システム全体を一括して操作するには、タッ チパネル方式が適していると思われます。 タッチパネルに変更してよろしいでしょう か。又、使い勝手についてはどの様にお考え でしょうか。

タッチパネルに変更可能とします。但しこれ にかかる費用は本工事の負担内として下さ 110

備品リスト(工事を伴うもの)

各実習室で備え付けるホワイトボードの形 状・寸法の指定はあるか。

提案内容によりホワイトボードの形状、寸法 も異なるのではないかと考えております。講 義を行うに当たってどの位置に座った学生か らもよく見えるように形状・寸法を決定して ください。

学生用ロッカーの設置は考慮しているか。 合型や分散型についても方針があれば教えて ほしい。

学生用ロッカーは定員に編入等の人員を勘案 した数を想定しています。集合型、分散型に ついては提案内容に影響されると考えられま すので、どちらでなければならないという想 定はしておりません。

建設工事費に含める工事を伴う備品は、本資 料に記載された項目と考えて宜しいか?例え ば、「資料 仕様書」P12に記載されている図 書館の電動集密書庫については、備品として |記載されていないため、建設工事外と考えて よろしいか。

11月5日にお示しした備品リストは、実験実 習室部門のみです。その他については諸室関 係資料の主な設備(造り付け)の部分を参照 し、想定してください。

地域看護実習室Bの昇降式キッチン 190 0×774×2300 と記載されています が、10/19受領の諸室関係資料のP10 では、昇降式の仕様ではありません。今回の 追加資料の昇降式キッチンを正と考えてよろ しいでしょうか。

地域看護実習室Bのキッチンについては、最 |低条件として車椅子対応の高さであることが 必要であり、昇降式がなお望ましいと考えて おります。その意味で諸室関係資料は満たし ていただきたいと考えている参考条件を示し たもの、備品リストはそれに基づいて同程度 以上の機能を想定したものになっています。

福祉相談演習室にBS内蔵S・VHSビデオ 1台が記載されていますが、10/19受領 の諸室関係資料のP16には記載されていま せん。今回の追加資料のリスト全てを計上す るものと考えてよろしいでしょうか。

諸室関係資料は一般的に設置すべきではない かと考えるものを参考までにお示ししたも の、備品リストはより具体的なプランに沿っ た想定です。ご提案により詳細は異なってく ると思われますので、異なる場合は様式23の 備考欄にご記入ください。プランに支障がな ければ追加資料のリストすべてをそのまま計 上されてももちろんかまいません。

社会福祉科入浴実習室にロベルア昇降浴槽1 台が記載されていますが、10/19受領の諸室 関係資料のP16には家庭浴槽が記載されてい ます。11/5受領の工事を伴う備品リストを正 と考えてよろしいでしょうか。

諸室関係資料は一般的に設置すべきではない かと考えるものを参考までにお示ししたも の、備品リストはより具体的なプランに沿っ た想定です。ご提案により詳細は異なってく ると思われますので、異なる場合は様式23の 備考欄にご記入ください。プランに支障がな ければ追加資料のリストすべてをそのまま計 上されてももちろんかまいません。

調理実習室Bに展示用斜面ケース 1200 $\times 450/525 \times 912$ 3台が記載され ていますが、10/19受領の諸室関係資料 のP16には記載されていません。今回の追 加資料リストを正と考えてよろしいでしょう か。

収納戸棚、薬品戸棚、展示戸棚等について -般的に造り付けが必要となるのか、可 動備品で対応できるかや、その数量について 特定できないため、諸室関係資料においては 単に「棚」と記載しております。備品リスト については、より具体的にモデルプランの形 状等を考慮し、そのプランにおける造り付け と備品を区別して具体的に作成したもので 双方を参考にして提案内容を想定してく

質問事項

リハビリ学科の基礎作業実習室 B に電気炉 (排気フード共)1台と記載されています が、工事を伴わない備品リストのP8に七宝 1台記載されています。10/19の諸 室関係資料の P 1 9 には陶芸窯・七宝炉用電 源が記載されており、不明です。11/5受 領の資料を正と考えてよろしいでしょうか。

備品リストにおける「電気炉(排気フード 共)」の記述は諸室関係資料の「陶芸窯及び 排気フード」に該当します。七宝炉は備品と して初度調弁で調達することを想定していま す。諸室関係資料における電源の記載につい ては、工事に含まれるものと考えております が、通常の電源とは大きく異なるため「その 他備考」の意味合いで記載したものです。 ご質問のとおりです。日常動作訓練用として 上下可動を想定しています。

地域リハビリ実習室の洗面台・バスユニッ ト・台所ユニットは車椅子用と記載されてい ます。10/19受領の諸室関係資料のP1 9では、上下可動タイプと記載されていま す。11/5受領の工事を伴う備品リストの P 1 0 の地域看護実習室 A と同仕様の昇降式 タイプと考えてよろしいでしょうか。

備品リストの記載内容により、判断して下さ い。(AV装置は可動型とし、スクリーンの み設置している室もあります。)

工事を伴う備品リストの中、管理栄養学科・ 社会福祉学科・リハビリテーション学科実習 室のスクリーン要望室には、看護学科と同等 のAV装置が必要と考えて宜しいでしょう

「床反力計」は要求測定レベルによっては、 構造体補強程度では測定誤差が、出る可能性 があると思われますが、どの程度の測定レベ ルかご指示ください。

床反力計の外形寸法として、1800(D)× 600(W)×270(H)程度を想定しています。測定 レベルについては、この機器の大きさから想 定<u>して下さい</u>。

1頁表中「スクリーン」(他頁同様項目を含 む)はスライド用でしょうか。また、電動で しょうか、手動でしょうか。

スライド、プロジェクター等を想定していま ▋す。また、手動を想定しています。

89頁の薬品器具戸棚は大きさから判断すると 床置きタイプの棚とも判断できますが、どの ような工事が伴うのでしょうか。「工事を伴 う」の基準がございましたら御指示下さい。 また、「備品リスト(工事を伴う備品)」に 記載されていても、その基準からはずれるも ┃のは、別途と判断してよろしいでしょうか。

「工事を伴う」の基準は、造り付け家具及び 据え付けを伴う備品等を想定しています。備 |品リスト(工事を伴う備品)に記載した内容| を参考に想定してください。

備品例(工事を伴わないもの)

家政実習室では畳敷きのスペースは必要ない「想定しておりません。造り付けで必要であれ か。

ば様式23の備考欄に記載してください。

注)財務規則の販売について

第一回質問回答P25において、財務規則は販売している旨、回答したところです が、現在、在庫切れとのことです。ご覧になりたい方は県政情報センターでご覧くださ 61